

公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与規程

〔平成 20 年 11 月 26 日制定〕

(趣旨)

第1条 この規程は、教員の「質」日本一のやまがた創りのため、公益財団法人やまがた教育振興財団（以下「財団」という。）が、山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースに修学し、山形県の実業機関において中核となる教員を目指す学生に対して貸与する公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。

- (1) 山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースに修学見込みの者又は修学する者であること。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項の規定に基づき修学する者を除く。
- (2) 山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースの課程を修了後、山形県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に限る。）に教員として勤務する意思を有していること。

(受験の義務)

第3条 奨学生（奨学金の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）及び第8条第1号の規定により奨学金の返還を猶予されている者は、特に財団が認める場合を除き、財団の指定する時期に山形県公立学校教員選考試験（以下「教員採用試験」という。）を受験しなければならない。

(奨学金の額等)

第4条 奨学金の額は、山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コース（以下「教職大学院等」という。）の正規の修業年限の期間内に要する授業料に相当する額を上限とする。

- 2 奨学生が当該奨学生にかかる奨学金の貸与が始められる年度の前年度以前に教職大学院等に入学した者でないときは、当該奨学生にかかる教職大学院等の入学料に相当する額を上限として加算することができる。
- 3 教職大学院等に修学する見込みとなった者にかかる前項の規定により加算することができる額にかかる奨学金については、教職大学院等に入学する年度の前年度に貸与することができる。
- 4 奨学金は、無利子とする。

(貸与の休止)

第5条 財団は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸与を休止するこ

とができる。

(貸与の打ち切り)

第6条 財団は、奨学金が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 退学したとき又は学籍を失ったとき。
- (2) 心身の故障により修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良となったと認められるとき。
- (5) 正当な理由がなく教員採用試験を受験しなかったとき。
- (6) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(奨学金の返還)

第7条 奨学金の貸与を受けた者は、教職大学院等を修了した日の属する月の翌月の最初の日(次条第1号の規定により奨学金の返還を猶予されている者にあつては、財団が指定する日)から起算して6月が経過した日から10年以内の期間に、貸与を受けた奨学金の総額について財団が定める割賦の方法により返還しなければならない。

2 奨学金の貸与を受けた者は、教職大学院等を修了した日の属する年度の翌年度の最初の日から起算して5年以内に山形県教員(教員採用試験に合格し、山形県教育委員会の任命を受けた者をいう。ただし、臨時的任用の者を除く。以下同じ。)として採用された場合は、前項の規定にかかわらず、その在職期間が10年に達するまでの間、貸与を受けた奨学金の総額の2分の1に相当する額について財団が定める割賦の方法により返還しなければならない。

3 奨学金の貸与を受けた者は、前条の規定により奨学金の貸与が打ち切られたときは、財団が定める方式により奨学金を返還しなければならない。

4 第2項の場合において、山形県教員としての在職期間が10年に達しないこととなるときは、貸与を受けた奨学金の総額からそれまで返還した額を除いた残額を財団が指定する方法により返還しなければならない。

(返還の猶予)

第8条 財団は、前条の規定により奨学金を返還しなければならない者(以下「返還義務者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 教職大学院等を修了した日が属する年度の翌年度の最初の日において山形県教員に採用されず、かつ当該奨学金の貸与を受けた者がその年度に行われる教員採用試験を受験する意思を有しているとき。
- (2) 災害または傷病によって奨学金の返還が困難になったとき。
- (3) その他真にやむを得ない事由によって奨学金の返還が著しく困難であると認めるとき。

(返還の免除)

第9条 財団は、第7条第2項の返還義務者がその在職期間が10年を経過したときは、貸与された奨学金の総額の2分の1に相当する額の返還を免除するものとする。

- 2 前項の在職期間には、5年間を限度として、山形県内の公立学校の講師及び非常勤講師としての在職期間を含めることができる。
- 3 財団は、返還義務者が死亡し、又は精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失し、当該奨学金を返還することができなくなったと認めるときは、当該奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞金)

第10条 返還義務者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。

- 2 延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日当たり)3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したことにつき、災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、財団はその延滞金を減免することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月23日から施行し、改正後の公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与規程の規定は、平成22年度分の奨学金から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月17日から施行し、改正後の公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与規程の規定は、平成26年度分の奨学金から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。但し、改正後の公益財団法人やまがた教育振興財団奨学金貸与規程第7条第2項の規定は、令和2年度分の奨学金から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。